

公益社団法人 日本口腔インプラント学会中国・四国支部
における本部役員推薦規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会中国・四国支部の本部役員候補者は立候補によることを原則とするが、本部役員候補者が本部役員推薦規程に定める必要数に満たない場合などに備え本部役員の推薦に関して規定するものである。

(運営委員会)

第2条 理事候補者の推薦に関する運営は、中国・四国支部代議員選挙規程に規定される支部選挙管理委員会が行うものとする。

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者の推薦は本部役員推薦規程により定められる。

2 理事候補者の推薦は支部に属する代議員の互選による。

(次期支部長の選出)

第4条 次期支部長は推薦による理事候補者の中から、代議員が選出する。

(附則) この規程は平成22年12月25日より施行される。